

ダイナースクラブ ビジネスカード会員特約

第1条 (用語の定義)

- 1.本特約により、ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)における「本会員」を「基本会員」に、「家族会員」を「追加会員」と読み替えるものとします。
- 2.本特約で特に定義されていない用語は、会員規約の語句の用語の意味と同様とします。
- 3.本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

第2条 (会員)

- 1.「基本会員」とは、ダイナースクラブ ビジネスカード(以下「カード」という)への入会を三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)に申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。なお、基本会員は、法人、団体等(以下「法人等」という)の代表者、役員、または個人事業主とします。これら以外の法人等の職員に対し当社が基本会員として入会を認める場合、別途証明書類等の提出を求める場合があります。
- 2.「追加会員」とは、基本会員が役員を務める法人等および個人事業の役員あるいは従業員とし、基本会員が当社に対する代金の支払その他一切の責任を引き受けることを承認し、当社が入会を認めた方とします。

第3条 (支払口座)

- 1.基本会員は、会員規約第8条(代金の支払い)第2項に規定する支払口座については、基本会員が役員を務める法人等の法人名義口座を設定するものとします。なお、基本会員が個人事業主(自営業)である場合には、個人名義口座(屋号口座を含む)を支払口座に設定するものとします。ただし、当社が別途認める場合はその限りではありません。
- 2.前項に定める法人名義口座を支払口座として設定する場合、基本会員は、当社が指定する方法により当該法人等において適切な承認を得るものとし、当社が必要と判断し当該承認を証明する書類の提出を求めた場合は遅滞なくこれに応じるものとします。

第4条 (付帯カード)

当社は、「ビジネス・アカウントカード」および「リボルビングカード」について、本カードに係る付帯カードとしては貸与しないものとします。

以上
2019年7月1日改定

■年会費について

基本会員	27,000円(税抜)	追加会員	無料
------	-------------	------	----